

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和3年12月14日午前10時14分開議

議事堂棟第2, 3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第120号 ひたちなか市農業共済条例を廃止する条例制定について

議案第121号 ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例制定
について

議案第124号 茨城北農業共済事務組合の解散について

議案第125号 茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

2 請願・陳情

請願第23号 コロナ禍における米価下落の対策を求める意見書提出を求めることにつ
いて

○出席委員 8名

経済建設委員会	北原祐二	委員長
	清水健司	副委員長
	山田恵子	委員
	大久保清美	委員
	大内聖仁	委員
	海野富男	委員
	清水立雄	委員
	武藤猛	委員

○欠席委員 0名

○説明のため出席した者

経済環境部	井坂健一	経済環境部長
	綿引達也	農政課長
	岡本博文	農政課長補佐
	菊池崇司	農政課農業振興係長
	桐原隆史	環境保全課長
	江幡敦	環境保全課環境対策係長

本 多 俊 行 環境保全課環境対策係主幹

○事務局職員出席者

議会議務局 益 子 太 主幹

草 野 大 輝 主事

経 済 建 設 委 員 会

令和3年12月14日（火）

※開会に先立ち、各部長から課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時14分 開会

○北原委員長 それでは、改めましておはようございます。これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案4件、請願1件です。

審査の進め方につきましては、初めに議案審査し、次に請願を審査したいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、そのとおりに進めてまいります。

それでは、最初に、議案第120号 ひたちなか市農業共済条例を廃止する条例制定について、議案第124号 茨城北農業共済事務組合の解散について、議案第125号 茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、以上3件は関連がありますので一括して議題とします。

提出者の説明をお願いします。井坂経済環境部長。

○井坂経済環境部長 それでは、議案第120号 ひたちなか市農業共済条例を廃止する条例制定について、議案第124号 茨城北農業共済事務組合の解散について、議案第125号 茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分につきましては、全て茨城北農業共済事務組合に関連するものでありますので、一括してご説明いたします。

この茨城北農業共済事務組合につきましては、ひたちなか市以北の日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、東海村、太子町、そして本市の9市町村で組織され、農業保険法に基づく農業共済事業や農業経営収入保険事業に関する事務を行っている一部事務組合となっております。

今般、国では、農業共済事業の効率的な運営基盤を確保し、将来にわたり安定的な農業保険サービスの提供を目的としまして、平成22年度から農業共済団体1県1組合化への取組を推進しております。

この1県1組合化につきましては、既に45の都府県で1組合化が実施され、さらに北海道でも検討が進められており、残りは本県のみとなっております。

現在、県内には茨城北、水戸地方、県央南、茨城県西、鹿行、茨城県みなみの6つの組合が組織されておりますが、それらの合併に向け、平成24年度に県を主体とした茨城県農業共済団体等組織再編整備検討会が設立され、協議を行ってまいりました。しかしながら、茨城県西、鹿行の2つの組合から現行の組合を保持したい等の理由により合併に対する賛同が得られなかったことから、令和3年5月に残りの4組合による合併推進協議会が発足され、合併に向けた協議が行われてきたところであります。この結果、合併に賛同していただけない2つの組合を除いた4組合が令和4年3月31日をもって解散され、同年4月1日付で4組合で設立する茨城広域農業共済組合が新たに発足されるとともに、今まで行ってまいりました農業共済事業が

新組合へ承継されることとなります。

今回の提案につきましては、農業保険法第95条の規定に基づき、共済事業の効率化を図ることを目的として新組合が設立されることに伴い、議案第124号において令和4年3月31日付で茨城北農業共済事務組合を解散し、議案第125号により解散に伴う財産の処分について関係市町村と協議するとともに、議案第120号において本条例を廃止することについて、議会の議決を求めようとするものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。清水（立）委員。

○清水（立）委員 この統合はむしろ遅過ぎるような統合だというふうに思うんですが、いまだに反対をしているという西と鹿行はどういう理由で反対なんですか。

○北原委員長 綿引農政課長。

○綿引農政課長 ただいまの質問にお答えします。

合併しない茨城県西農業共済組合につきましては、平成25年頃に、ちょっと理由は定かではありませんが、合併を行わないというようなことでお話がありまして、離脱したということになります。

鹿行の農業共済組合につきましては、現行の組織を保持したいという理由で、合併は今回はしないというお話でした。

○北原委員長 ほかに質疑はありませんか。海野委員。

○海野委員 新しい組合になるわけなんですけど、今までも市として負担金を出していたんですが、今度は負担金は増えるのでしょうか、減るのでしょうか。

○北原委員長 綿引農政課長。

○綿引農政課長 負担金でございますが、今までは市のほうから負担金ということで納めてはいたんですけども、今後は国のほうからの直接負担ということで負担することになります。ということで、市からの負担金というのは今後は支出がなくなるということになります。

○海野委員 分かりました。

○北原委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論は一括して行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。

最初に、議案第120号 ひたちなか市農業共済条例を廃止する条例制定についてを採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第124号 茨城北農業共済事務組合の解散についてを採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第125号 茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第121号 ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。井坂経済環境部長。

○井坂経済環境部長 続いて、議案第121号 ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

今回の改正内容は、許可申請手数料の改正及び事前協議の規定の追加の2点ございます。

まず、本市の土採取事業の規制に関する条例につきましては、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例とともに、周辺地域の生活環境の保全や災害防止を図ることを目的とし、事業者の債務や必要な規制を定めたものであります。

まず初めに、許可申請手数料の改正でございますが、現行の市条例では5,000平方メートル以上の復元を伴う土採取事業につきましては、併せて茨城県条例の許可が必要となりますので、事業者は市の手数料1万円に県の手数料7万円を加えた計8万円の手数料を支払う必要がございます。

しかしながら、現行の市条例では土採取を行う面積が基準となっておりますので、例えば土採取の面積は5,000平方メートル以上でも埋立ての面積が5,000平方メートル未満の場合は県条例の許可を必要としない一部復元事業となりますが、現行の市条例には一部復元事業に対する手数料が設定されておられません。

ここで今回の改正に至る経緯をご説明させていただきますと、現行の市条例には復元という用語がございますが、同条例の制定時は、復元とは全て復元するという解釈の下、制定されたものであります。

しかしながら、最近の案件ではありますが、条例制定時には想定していなかった一部復元事業の相談が市に寄せられました。その際、同事業を審査する過程で、条例上の復元の意味の解釈について市の顧問弁護士等に相談した結果、復元という用語の解釈について、一部復元の考え方も考慮する必要があるとのご意見をいただきました。

それらを踏まえ、市としましては、改めて関係課等と協議した結果、事業者の公平性を確保するため、各手数料を事業規模に応じた金額に変更するとともに、茨城県条例の許可の有無により手数料の金額を設定する一部復元事業を考慮した規定の改正について検討したところであります。

それでは、議案書の5ページをお開きいただければと思います。

ただいまご説明した内容が別表の新旧対照表に記載されております。

右側の表が改正後の手数料になりますが、一番右側の縦の列の土地の復元を伴う土採取事業の欄をご覧ください。

その列の上から4段目、アンダーラインが引いてあるところがございますが、5,000平方メートル以上の許可申請手数料は、これまでの1万円から8万円に改正しております。

また、一番下段の変更手数料につきましても、5,000円から4万8,000円に事業面積の広さに応じた金額に改正しております。

続いて、表の下の備考の2をご覧ください。

こちらは県の許可を必要とする事業の手数料についての記載となりますが、従来どおり、許可は1万円、変更は5,000円とさせていただきます。

ただいま申し上げましたとおり、今回の条例改正では一部復元事業を想定し、県条例の適用の有無に応じた許可申請手数料を新たに設定しようとするものであります。

次に、事前協議の規定の追加につきましては、近年の大雨等による大規模災害発生に伴い、埋立てによる急斜面の形成や土砂の流出など、これらに関する危機意識が高まってきております。

このようなことから、許可申請前に土採取事業の計画について関係各課から幅広い意見を得て適切な指導または助言を行う事前協議の規定を新たに追加するため、所要の改正を行おうとするものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、請願の審査を行います。

新たに付託されました請願第23号 コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書提出を求めることについてを議題とします。

請願書につきましては、お手元に配付の写しのとおりです。

事務局職員に朗読をさせます。草野主事。

(事務局朗読)

○北原委員長 何かご意見等がありましたら発言をお願いします。海野委員。

○海野委員 請願の趣旨はおおむね分かるんですが、ただ、米の1年間に需要が減っているのは約10万トン、毎年大体減っていたんですよ。コロナ禍において、去年は1年間に21万トン、倍の需要が減ってしまったような状況で、米価も大分下落してしまったんです。

これは請願事項の中に、2番として、「政府が買い入れた米をコロナ禍などによる生活困窮者・学生などへの食料支援で活用する」とあるんですが、この担当地区のJA常陸でも子ども食堂なんかにはただで提供しているわけなんですけど、その量としてはほとんど、ちょっと少ない量しか消費できないし、2番の請願事項はあまり具体的に効果が発揮されないような気がします。

あとは、政府が買い入れるのは、今やっているとは思いますが、ただ、一時的に隔離政策をしても、結局米は在庫として残ってしまうんで、これをどういうふうにしなければならないのか、今から少しいろいろ、政府のほうでもいろいろな政策を出してくると思うんですが、早急にこの請願を出してもあまり意味がないと言っては失礼なんですけど、継続して少し勉強したほうが私はいいと思います。

以上です。

○北原委員長 ほかにご意見等はございますでしょうか。

じゃ、暫時休憩をしたいと思います。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○北原委員長 これより再開をします。

ご意見等ございますでしょうか。海野委員。

○海野委員 ただいま請願が上がっている趣旨についてはおおむね理解できるんですが、これからは国のほうでいろんな政策なり出てくると思うんで、様子を見たり、当委員会でもいろいろと勉強したり、市でできる政策があればいろいろ考えてもらいたいと思うんで、継続審査でお願いしたいと思います。

○北原委員長 そのほかにはございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは、本件は慎重審査する必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部は退席して結構です。

(執行部退席)

○北原委員長 次に、閉会中の所管事務調査についてを協議したいと思います。

3月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見ございますでしょうか。清水(健)委員。

○清水(健)委員 所管事務調査ということなんですけども、大きなテーマとして脱炭素というところで、カーボンニュートラルという大きなテーマが今来ておりまして、国のほうでも国・地方脱炭素実現会議といったところで、こちらのほうで地域脱炭素ロードマップなるものも決定をされて、地域から国を挙げてそういった社会づくり、環境に対する取組を進めていこうという機運が高まっております。

これから5年間、集中期間として始まる事業でありますので、全国的にも先進的な事例を100程度つくっていききたいというような方策も打ち出されておりますので、本市もものづくりのまちという部分もありますので、そういった脱炭素に向けた取組、本市に合う形の取組を考えながら、先進的な事例を調査研究して環境関係の政策に対して強く取り組んでいければいいかなというふうに考えておりますので、ご提案申し上げます。

○北原委員長 そのほかにはご意見ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 今の清水(健)委員のほうからご意見がありましたカーボンニュートラルということで、大きなテーマになっていきますので、少し所管のほうとお話をしながら、詳細どういことが今この場で協議ができるかというのは、正副一任にさせていただきながら詳細を詰めさせていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 じゃ、正副で一任ということで今後詰めていきたいと思っております。

それでは、日程のほうを少し大きく皆さんの予定のほうを確保したいと思っております。時期的には例年1月の末ぐらいに行っているんですけども、できれば2022年1月24日(月曜日)から27日(木曜日)、この間で調整をまずしていきたいなと思っておりますけれども、皆さん、その間の中で駄目な日があればご意見ください。

(「28日」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 27までなので、大丈夫です。

(「27まで。オーケーです」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 大丈夫ですかね。じゃ、24日から27日、4日間になりますけども、ちょっと日程の確保をしていただいて、所管のほうと調整をしながら、またご連絡をさせていただきたいと思っております。

それでは、所管との調整をしながら、開催する場合には予定通知にて連絡をいたします。
次に、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。
継続調査申出書（案）を配付します。

（資料配付）

○北原委員長 閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明させます。草野主事。

○草野主事 それでは、閉会中の継続調査申し出についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、定例会の本会議最終日に委員長から議長に継続調査の申し出をするものでございます。

内容につきましては、ただいまお配りしました閉会中の継続調査申出書（案）に記載されているとおり、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様のご了解が得られれば、この案を提出したいと思えます。

説明は以上でございます。

○北原委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思えます。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 異議ありませんので、この案を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 なしということで、以上をもちまして本日の案件は全て終了しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時44分 閉会